

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

2026年4月1日～2029年3月31日までの3年間の計画期間とする、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を次の通り策定しましたので、お知らせ致します。

日本冶金工業株式会社 行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日から2029年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得率を2026年度～2028年度の各年度において40%以上を継続する。

[対策]

取り組み時期：2026年4月～2029年3月

- ・育児休業に関する制度を周知し、男性の育児休業を促す。

目標2：所定外労働時間および休日労働時間の合計が平均30時間/月を超える従業員の人数を2028年度において200人以内とする。

[対策]

取り組み時期：2026年4月～2029年3月

- ・労働時間実績のフォローを行うとともに、適切な人員配置等を通じて個人への業務の集中を抑制する。

以上